

## 高等学校公民科における民事紛争処理学習

### －「公共」、「倫理」、「政治・経済」を通して－

小貫 篤 (埼玉大学)                      江口勇治 (筑波大学名誉教授)  
 小野木尚 (明治学院大学)              齋藤宙治 (東京大学)  
 野畑 毅 (京都府教育委員会)      堀口愛芽紗 (明治大学大学院)

#### 1 本研究の目的と意義

本研究の目的は、高等学校公民科における民事紛争処理学習のカリキュラムを構築することである。具体的には、高等学校公民科「公共」「倫理」「政治・経済」において民事紛争処理のための交渉、調停の技能を育成する授業や、民事紛争処理のための法的な考え方を習得させる授業を開発し、授業を行い、行った授業を分析することを通して高等学校公民科における民事紛争処理学習の単元指導計画、授業構成、評価などを構築する。

本研究の意義は、従来なされてこなかった民事紛争処理学習を系統的に組織することで法教育・交渉教育の充実発展に資することである。これまで、筆者らは『交渉教育の未来』(商事法務, 2015)、『話し合いでつくる中高公民の授業－交渉で実現する深い学び－』(清水書院, 2018)などで民事紛争処理のための交渉技能の育成を主張し具体的な授業モデルを提案してきた。しかし、第三者によって紛争処理をはかる調停や仲裁、要件・効果等の法的な考え方をを用いて紛争を処理する民事裁判の学習を系統立って組織できていなかった。本来、系統的な学習によって民事紛争をはかる技能や法的な考え方を的確に身に付けさせることができるはずである。本研究はこの課題の克服を目指す。

#### 2 本研究の枠組み

本研究では、第1学年の「公共」、第2学年の「倫理」、第3学年の「政治・経済」のそれぞれで、交渉、調停、民事裁判を取り扱う授業を開発した。生徒に習得させたい知識・技能は、交渉技能、調停技能、法的な考え方である。これらをクロスさせ、縦軸に交渉、調停、民事裁判の学習項目をおき、横軸に学年・科目をおく。授業とその分析を通して民事紛争処理学習を系統的に組織することにした。

発表では、「婚姻から考える契約」、「契約と消費者の権利」、「倫理と交渉」、「企業間取引の交渉」、「引っ越し業者における労使交渉と調停」等の開発した授業と若干の分析を提示する。

学年・科目			高校1年	高校2年	高校3年
			「公共」	「倫理」	「政治・経済」
学習 順序	学習 項目	習得する 知識・技能			
↓	交渉	交渉技能	授業1	授業4	授業7
	調停	調停技能	授業2	授業5	授業8
	民事裁判	法的な考え方	授業3	授業6	授業9

図1 本研究における民事紛争処理学習の構造

(筆者作成)